

取扱基準

名称	学校教育田設置事業費補助金										
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■										
補助金の概要	小中学生を対象に田植え、稻刈り等の体験学習を通じ、農業に対する理解を深めてもらうとともに、米を中心とした日本型食生活の普及・定着化を図ることを目的に、農業協同組合を事業主体とし、その取り組みに対し補助金を交付するもの。										
目標	数値化■ 非数値化□ 取組学校数 R4年度実績：75校 ⇒ R7年度目標：75校 <目標が数値でない場合の評価方法>										
補助事業者	新潟市農業協同組合、新潟かがやき農業協同組合 ※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。										
補助対象経費の内容	・学校教育田の圃場借上げに必要な経費 ・田植えから収穫までの作業体験 ・収穫米は調理実習、収穫祭等に利用										
補助額及びその算定方法又は補助率	補助単価：指導料 38,000円／校 収穫補償料 補助対象面積 × 一般的な収穫量 × (1 - (実際の収穫量／一般的な収穫量) × 米の単価) 学校に提供する米の費用 0.2kg／人 × 全校児童・生徒数 × 米の単価 学級数に応じた助成対象面積の上限は次の表に定めるとおりとし、20アールを上限とする。なお、学級数の変動による影響がある場合には、協議して面積を決定する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>助成対象面積の上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>5アール</td> </tr> <tr> <td>2~3学級</td> <td>10アール</td> </tr> <tr> <td>4~5学級</td> <td>15アール</td> </tr> <tr> <td>6学級以上</td> <td>20アール</td> </tr> </tbody> </table> <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 本事業は学校教育における総合学習の一環として取り組むものであるため経費の全額(ただし、収穫した米については学校へ提供する米のみを対象とする)を市が負担する(ただし、20アールを上限とする)。また、事業主体については、事業の効率性・優位性により農業協同組合が担う。	学級数	助成対象面積の上限	1学級	5アール	2~3学級	10アール	4~5学級	15アール	6学級以上	20アール
学級数	助成対象面積の上限										
1学級	5アール										
2~3学級	10アール										
4~5学級	15アール										
6学級以上	20アール										
開始時期	令和5年4月1日										
評価の時期	令和7年9月30日										
終期	令和8年3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)										
補助事業者による情報の公表	[内容] 新潟市からの補助金を受けて実施されている旨を記載する。 [媒体] 農業協同組合等の広報誌、総会資料										
担当部署	農林水産部 食と花の推進課 教育ファーム・花育担当 電話：025-226-1844 e-mail：shokuhana@city.niigata.lg.jp										